

天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項

1 目的

本市への寄附の促進と地元特産品等のPRを図るため、天草市ふるさと応援寄附の寄附者へ贈呈するお礼品について、必要な事項を定めるものとします。

2 提供事業者の要件

お礼品を提供する事業者は、次の要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 次の要件のいずれかに該当する事業者であること
 - ① 市内に住所を有する生産者又は地域の生産者グループ、住民自治組織、若しくは市内に本社（本店）、製造・加工施設のいずれかを有する個人、法人、団体
 - ② 上記①に該当する事業者が生産するものを原材料として、製造・加工を行う個人、法人又は団体
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び天草市暴力団排除条例（平成24年天草市条例第4号）に規定する暴力団員等でないこと
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること
- (5) 提供事業者の事業において適用される各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること

3 募集するお礼品の要件

- (1) 上記2に該当する提供事業者において、販売又は提供されているものであって、「天草市ふるさと応援寄附お礼品の基準」（別紙1）に該当するものとします。
- (2) 1提供事業者1つのカテゴリにつき、お礼品登録数の上限を30品までとします。カテゴリは次のとおりです。

野菜、果物、肉、魚、米、飲料・酒類、菓子類、加工食品、雑貨、化粧品、ファッション、体験

4 お礼品の価格及び寄附金額の設定等について

- (1) お礼品の価格
お礼品の価格は以下を踏まえて、提供事業者にて決定するものとします。
 - ① お礼品の価格は、本体価格、荷造・箱・梱包代、消費税及び地方消費税を含むものとします。
 - ② 資産性が高いお礼品の価格は30万円を上限とします。
 - ③ お礼品の発送に係る送料は本市が負担しますが、お礼品のサイズに合わせた輸送サイズ（過剰包装しない）とします。
 - ④ 再配送や転送、速達等に係る費用負担は次のとおりとし、疑義が生じた場合は、事業者と協議のうえ、本市が決定します。

内容	費用負担
ア. 提供事業者に起因する場合	提供事業者
イ. 本市（一括業務受託者）（以下この表において同じ）に起因する場合	本市
ウ. 提供事業者が指定した配送業者に起因する場合	提供事業者（配送業者）
エ. 本市が指定した配送業者に起因する場合	本市（配送業者）
オ. 上記ア～エ以外の理由による場合	本市又は提供事業者

- (2) 寄附金額の設定
寄附金額は、以下の考えにより、千円単位（端数切り上げ）で本市が設定します。
 - ① お礼品の価格は、寄附金額の3割以下とします。【3割基準】

- ② お礼品の価格、送料、ふるさと納税の募集に要する費用の合計は、寄附金額の5割以下とします。【5割基準】

計算例		通常配送	ポスト投函可のもの
条件	A：お礼品価格	3,000円	3,000円
	B：送料（関東）	1,100円	190円
	C：募集費用（寄附金額により変動）	2,330円	2,030円
3割基準	D：A÷3割	10,000円	10,000円
5割基準	E：(A+B+C)÷5割	13,000円	11,000円
寄附金額	D又はEのいずれか大きい方	13,000円	11,000円

計算例		通常配送	ポスト投函可のもの
条件	A：お礼品価格	500円	500円
	B：送料（関東）	800円	190円
	C：募集費用（寄附金額により変動）	1,110円	810円
3割基準	D：A÷3割	2,000円	2,000円
5割基準	E：(A+B+C)÷5割	5,000円	3,000円
寄附金額	D又はEのいずれか大きい方	5,000円	3,000円

5 お礼品の登録について

(1) 登録受付期間

随時受付を行います。

(2) 提供事業者として新規登録時

- ① 新たにお礼品の提供を希望する提供事業者は、市へ「天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者登録（継続）申請書（様式第1号）」を提出するものとします。
- ② 市は、前項の規定により申請書の提出があったときは、申請内容の審査を行い、速やかに承認又は不承認を決定し、「天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者承認（不承認）通知書（様式第2号）」により通知するものとします。
- ③ 市は、前項の規定により承認された提供事業者の情報を一括業務受託者に提供するものとします。

(3) お礼品の登録時

- ① お礼品を新たに提案・変更する場合は、一括業務受託者へ以下の書類を提出してください。（一括業務受託者が提供するシステムの申請フォームを使用して提出することもできます。）
 - ・事業者登録シート（一括業務受託者が別に定める、新規登録時に限る）
 - ・返礼品登録シート（一括業務受託者が別に定める）
 - ・お礼品の写真、カタログ等
- ② 市は、前項の規定により書類の提出があったときは、お礼品として適当であるか天草市ふるさと応援寄附お礼品選定審査会で審査し、承認された場合は、各種ふるさと納税ポータルサイトへの掲載をもって承認されたものとみなします。

(4) 提供事業者として継続登録時

- ① 市税の滞納がないこと等を確認するため、当該年度中に新たに登録承認を受けた提供事業者を除き、「天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者登録（継続）申請書（様式第1号）」を毎年2月末日までに提出するものとします。
- ② 市は、前項の規定により申請書の提出があったときは、申請内容の審査を行い、速やかに承認又は不承認を決定し、「天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者承認（不承認）通知書（様式第2号）」により通知するものとします。ただし、継続して承認する場合は、通知を省略できるものとします。
- ③ 提供事業者から期限までに提出がない場合、市税の滞納がないこと等が確認できないため、お礼品の掲載を保留します。

6 提供事業者の責務

提供事業者は次のような責務を負います。

- ・お礼品の適正な品質管理、安定的な供給（発送、在庫管理）に努めること
- ・お礼品に苦情があった場合はこれを改善すること
- ・市税を滞納なく収めること
- ・各事業者の事業において適用される各種法令等を遵守すること
- ・市が行うふるさと応援寄附に係る調査、プロモーションに協力すること

7 お礼品の登録取消等について

本市は、次の場合、お礼品の登録を取り消すこと等ができるものとします。

- ・上記6に規定する提供事業者の責務を怠った場合
- ・提供事業者の登録するお礼品のすべてが、当該年度において1年間発注がなかった場合（ただし、年度途中で登録されたお礼品を除く）
- ・登録内容に虚偽があった場合
- ・お礼品がこの要項に定める要件を満たさなくなった場合
- ・その他お礼品として不適当と判断した場合

8 その他

- (1) ふるさと応援寄附事業は総務省の基準に基づき運営しています。
- (2) お礼品の登録には写真が必要です。提供事業者でお持ちの場合はご提供ください。お持ちでない場合は写真撮影を行います。ただし、撮影のためのサンプル提供等に係る費用は提供事業者の負担とします。
- (3) お礼品として承認された商品の情報（画像を含む）については、天草市ホームページ、各種ふるさと納税ポータルサイト及びパンフレット等に掲載するなど、ふるさと納税のPRに使用する場合があります。
- (4) 提出された書類は返却しません。

9 お問い合わせ先

- (1) お礼品の取扱いに関すること

天草市ふるさと応援寄附お礼品贈呈業務実施要領に基づき、以下の業者へ委託しています。具体的なお礼品の登録、ポータルサイト等への掲載、発送等につきましては、一括業務受託者へお問い合わせください。

【一括業務受託者】シフトプラス株式会社 〒885-0078 宮崎県都城市宮丸町 3070-1
TEL : 050-5444-6448 FAX : 0986-57-3215
メール : support@amakusa.furusato-ig.jp

- (2) ふるさと納税制度に関すること

天草市経済部産業政策課 〒863-8631 天草市東浜町 8-1
TEL : 0969-32-6786 FAX : 0969-24-3501
メール : furusato-orei@city.amakusa.ig.jp

【令和5年8月22日適用】

天草市ふるさと応援寄附お礼品の基準

お礼品は、次のいずれかの地場産品類型に該当するものとする。

号	基準
1	市内において生産されたものであること。 ・市内の原材料を用いて、市外において製造・加工等の工程を行ったものは2号となる。
2	市内においてお礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 ・当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分以上を上回る割合が当該原材料によるものであること。
3	市内においてお礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ・当該工程を経て完成した当該お礼品のうち、半分以上を一定程度以上を上回る割合が当該工程によるものであること。 ・なお、次の例は、実質的な変更を加える加工、製造に該当しない。 ①輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水 ⑥仕分け 漬けその他これらに類する操作 ⑦製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること ②単なる切断 ⑧単なる混合 ③選別 ⑨単なる部分品の組立て及びセット ④瓶、箱その他これらに類する包装容器に ⑤改装 ⑤改装 ⑨単なる部分品の組立て及びセット にすること
3 熟成肉	上記3号に係る工程が食肉の熟成の場合には、熊本県内において生産された食肉を原材料として、市内において熟成したもの。
3 精米	上記3号に係る工程が玄米の精白の場合には、熊本県内において生産された玄米を原材料として、市内において精白したもの。
4	お礼品を提供する市内において生産されたものであって、近隣の他市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から本市独自のお礼品であることが明白なものであること。
6	前各号に該当するお礼品と当該お礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該お礼品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
7	市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市内に相当程度関連性のあるものであること。 ・本市を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、該当しない。 ・市外の飲食店において、市内で生産された野菜や肉、魚等をふんだんに使ったメニューを提供する場合は該当する。
7の2	市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8イ	本市が近隣の他市町と共同でこれらの市町区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通のお礼品とするものであること。
8ロ	熊本県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において前各号のいずれかに該当するものを熊本県及び当該市町村の共通のお礼品とするものであること。
8ハ	熊本県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれお礼品とするものであること。
9	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当するお礼品を提供することができなくなった場合において、当該お礼品を代替するものであること。
99	前各号のいずれかに該当するお礼品とのみ交換させるために提供するものであること。